

防災・減災対策、健康危機管理について

令和 7 年 1 月

大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日 都道府県の皆様にお伝えしたいこと

【情報共有】

<防災・減災対策>

- 能登半島地震の教訓を踏まえた、災害時における保健・医療・福祉体制の強化について

【依頼事項】

<防災・減災対策>

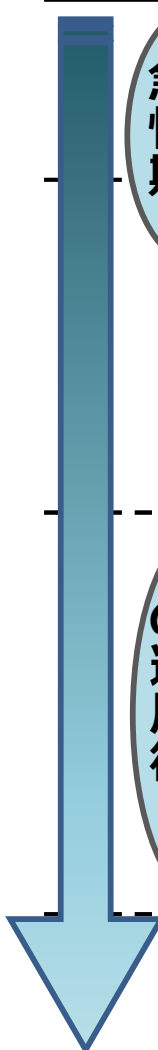
- 平時からの訓練の実施、各種情報システムに関する平時からの入力促進、有事の入力率向上への協力
- 医療・福祉関係施設・設備の防災・減災強化に向けた対策の実施

<健康危機管理>

- 化学災害・テロ対応への平時からの準備
(化学災害・テロ対応医薬品備蓄事業のための秘密保持契約の締結)

災害対応：厚生労働省における発災直後期からの主な業務

厚生労働省では、発災後急性期から復興期まで、過去の災害における知見等も活用しながら、被災者に寄り添ったきめ細かな支援を実施している。

大まかなステージの進行	主 な 対 応 業 務
 急性期 発災後	● 災害派遣医療チーム（DMAT）の活動 ● 医療施設、社会福祉施設等の被害状況の把握
避難所等の開設後	● 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動 ● 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣 ● 保健師等の避難所等巡回（健康管理や感染予防策） ● 災害派遣福祉チーム（DWAT）等の活動 ● 避難所への医薬品等の供給
災害救助法の適用後	● 雇用保険の失業給付について、一時離職の場合でも受給できる特例を実施、雇用調整助成金の特例措置の実施 ● 通常は低所得世帯等を対象に当座の生活費等の貸付けを行う生活福祉資金貸付について、特例措置として、貸付対象の被災世帯への拡大、償還期限の延長等を実施 ● 保険料（税）や一部負担金の減免、窓口における被保険者証等を提示できない場合における柔軟な対応、定員超過を認める通知の発出
復興期	● 仮設住宅等における見守り・相談支援、被災者のこころのケア等の実施 ● 医療施設、社会福祉施設等の復旧に向けた補助金等の交付 ● 雇用及び労働条件の確保等

厚生労働分野における1年の取組と今後の対応方針

【成果】

- 発災初期より、全国から保健医療福祉活動に係る支援チームが派遣され、県、市町や避難所等で活躍。
- また、復旧・復興期にかけて、雇用調整助成金等の雇用対策や地域福祉推進支援臨時特例交付金による住宅支援等を実施。

【今後の課題と対応方針】

- 災害関連死の防止に向けた取組や施設復旧に向けた支援、ハローワーク等による雇用対策等を通じ、被災地の復旧・復興を全力で後押ししていく。

1年の成果等

生活再建= 生

なりわい再建= な

生 被災者の命・健康を守るための取組

【応急対策期】

- ◆ 被災地における保健医療福祉活動を支援するため、全国からDMAT、DHEAT、DWAT等の支援チームが派遣され、県、市町、保健所や避難所等で活動。
- ◆ 医療コンテナやモバイルファーマシーを活用した医療的支援。
- ◆ 医療機関等に対する医薬品等の供給やプッシュ型支援の枠組みにより紙おむつや生理用品等の衛生用品等の支援を実施。
- ◆ 災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等を活用した避難所支援を実施。



【DMATの活動の様子】

【復旧・復興期】

- ◆ 保健師等による巡回訪問や、仮設住宅入居者等に対して個別訪問等を行い、見守りや日常生活上の相談支援を行った上で各専門相談機関へつなぐ取組を実施。
【被災者見守り・相談支援等事業の実績（1月～11月）】：支援件数（累計）：82,123件
- ◆ 被災者の心のケアのため、「石川こころのケアセンター」を設置し、電話相談に加え、能登地域6市町において仮設住宅等への訪問支援等を実施。
【石川こころのケアセンターの活動実績（総数）（令和6年11月末時点）】：電話相談：734件 訪問支援：633件



【こころのケアセンターの活動の様子】

生 施設復旧に向けた支援

- ◆ 激甚災害の指定に伴う、施設復旧に係る補助基準額の上限撤廃や補助率の引上げ等の特例措置。
- ◆ 被災状況
 - ・（高齢者施設）被災：能登地域6市町の28施設
→ 復旧済：16施設
→ 残り12施設中4施設において再開の方向で検討中。
 - ・（障害福祉施設）被災：能登地域6市町の46施設
→ 復旧済：37施設
→ 残り9施設中4施設において再開の方向で検討中。
- ※ 医療施設については能登北部・中部の13病院中、12病院が既に診療再開済み。



【介護施設の復旧の様子】

生 住宅支援

- ◆ 地域福祉推進支援臨時特例交付金（※）の創設
※ 能登地域6市町（珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町、七尾市）において、地震により住宅が半壊以上の被災をした高齢者等がいる世帯に対して、住宅再建支援等に係る給付金を支給。
【支給実績】（令和6年12月16日時点の速報値）：計14,846件
（内訳：家財11,902件、自動車2,202件、住宅再建742件）85億円

な 雇用・労働に対する対応

- ◆ 地域の雇用対策等
 - ・ 雇用調整助成金の特例措置
※ 支給実績（令和6年11月末時点、石川県）：30.8億円
 - ・ 雇用保険の失業手当の特例措置の実施
 - ・ 能登北部地域のハローワークにおいては、石川県と信用金庫と連携し、求人を積極的に開拓。
- ◆ 復旧・復興工事における労働者の安全衛生確保
- ◆ 「生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付」の創設



【企業説明会の様子】

今後の課題と対応方針

生 被災者の命・健康を守るための取組

- ◆ 被災者・見守り相談支援等事業を継続して実施。
- ◆ 心のケアについて、令和7年1月以降能登半島北部に新たな拠点を設置し、仮設住宅等への訪問支援等の充実を図る。
- ◆ 仮設住宅の高齢者等への相談支援や食事・入浴等を提供するサポート拠点6箇所について、順次整備に着手し、うち1箇所は令和7年1月に開業予定。残りの5箇所は令和7年4月以降順次開業予定。

生 施設復旧に向けた支援

【介護・障害福祉】

- ◆ 豪雨災害により被災した施設等の復旧費の追加計上や、豪雨災害については災害査定の一體的な実施についても検討。

【医療】

- ◆ 「奥能登公立4病院機能強化検討会」における議論を踏まえた、医療機関の取組支援

生 住宅支援

- ◆ 応急仮設住宅の集会所等で出張相談会を開催して、被災者に給付金の申請を促すなど、引き続き円滑な給付に取り組む。

な 雇用・労働に対する対応

- ◆ 労働局・ハローワークから、地域の経済団体等に加え、求人が未充足である石川県内企業に対しても、リーフレットを用いて、在籍型出向の人材受け入れ協力呼びかけを幅広く実施。
- ◆ 能登半島地震等に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により人材を確保する場合に、出向元事業主及び出向先事業主に対して、出向期間中の賃金に要する経費の一部を助成。
- ◆ 雇用調整助成金について、能登地震・豪雨災害の対応として、能登地域において、令和7年1月以降、現在の特例措置と同様の休業支援を1年間受けられる措置を講じる。

○災害から国民の命や健康を守るため、令和6年能登半島地震における災害対応を踏まえつつ、保健・医療・福祉等の各分野において、体制・連携面や施設等の耐災害性強化の防災・減災対策を実施。

保健医療福祉支援の体制・連携強化

【保健医療福祉支援活動の連携強化】

- ◆ 保健医療福祉活動チーム間の協働・連携の強化、初動対応の迅速化及び標準化を図るため、
 - ・保健医療福祉活動チーム等における平時からの研修・訓練の強化
 - ・保健・医療・福祉の関係団体を集めた連絡会議等を実施。

【情報収集体制の強化】

- 能登半島地震での教訓を踏まえ、
- ◆ D24H（災害時保健医療福祉活動支援システム）について、在宅避難者の地域単位での把握等のためのシステム改修や、平時からの訓練の充実を実施。
- ◆ 医療施設や社会福祉施設等の被害情報収集体制を強化するため、EMIS（広域災害医療情報システム）及び災害時情報共有システムの機能の拡充や平時での入力促進、有事の入力率向上を図る。

【保健医療福祉活動チームの体制整備・人材育成】

- ◆ 保健関係
 - ・ DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の研修内容の見直しや研修・訓練の実施体制の整備。
 - ・ DICT（災害時感染制御支援チーム）の派遣手続きや情報収集・分析等の体制整備及び研修等を実施。
- ◆ 医療関係
 - ・ DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害支援ナース等の研修実施体制の整備。
 - ・ JRAT（日本災害リハビリテーション支援協会）の体制整備や隊員の養成等を実施。
- ◆ 福祉関係
 - ・ DWAT（災害派遣福祉チーム）の活動範囲の見直しや初動を専門とするチームの募集・編成とともに、専用の研修等を実施。

医療・福祉関係施設・設備の防災・減災強化

【医療関係】

- ◆ 医療施設等の防災・減災対策の推進するため、耐震化に伴う改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を実施。
- ◆ 災害時等の医療確保のため、都道府県と災害拠点病院における医療コンテナの導入やドクターヘリの運航体制確保への支援を実施。

【福祉関係】

- ◆ 社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化に伴う改修等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を実施。

都道府県保健医療福祉調整本部における指揮調整業務

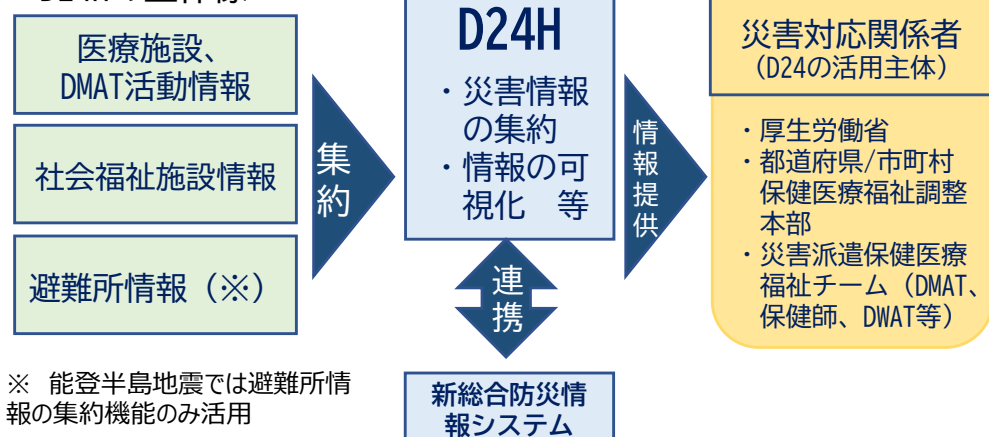
区分	活動項目	フェーズ 0：初動体制の確立（概ね発災後24時間以内）			フェーズ 1： 緊急対応期 （概ね発災後72時間）	フェーズ 2： 応急対応期 （避難所対策が中心の期間）	フェーズ 3： 応急対応期 （避難所から仮設住宅入居まで）
		発災～3時間	3時間～12時間	12時間～24時間			
保健医療福祉調整本部における指揮調整業務	(1)保健医療福祉調整本部の立ち上げ 情報共有ラインの構築	保健医療福祉調整本部の立ち上げ ・ 定期的ミーティング の開始					
		情報ラインの構築		情報共有に係る連絡・調整			
		本庁各課・保健所・市町村との情報ラインの構築（連絡窓口の設置、リレー派遣を含む。） ・ 保健所との情報共有に係る連絡・調整（保健所から収集した情報の伝達 / 保健医療福祉調整本部の情報の保健所への提供）					
	(2)情報収集 情報整理・ 分析評価・対策の企画立案	県内全域の被災状況（人的・物的被害 / ライフライン / 道路交通状況等）に関する情報収集					
		保健医療福祉の状況に関する情報収集					
		保健医療福祉活動チーム等の活動状況に関する情報収集					
		保健所からの情報収集（被災地域の保健所管内の状況 / 被災地域の保健所の稼働状況 / 人的資源の充足状況等）					
	(3)受援調整	収集した情報の整理・分析評価（全体を俯瞰した優先課題の抽出） → 対策の企画立案（優先課題への資源の最適配分・不足資源の調達等に係る対策） ・ 次のフェーズ を見通した対策の企画立案					
		都道府県内受援体制の構築（保健所間支援 / 職種別支援） ・ 都道府県内受援調整（保健所間支援 / 職種別支援）					
		保健医療福祉活動チーム受援体制の構築 （応援調整・受援調整窓口の設置）			受援調整（受付、リレーション、担当エリア・業務割振り、連絡調整等） ※保健医療福祉活動チームに対する指揮調整を含む。		
	(4)対策会議の開催 （総合指揮調整）	DHEAT受援体制の構築 （応援調整・受援調整窓口の設置）			DHEATの受援調整・管理		
		統合指揮調整のための対策会議の設置 ・ 対策会議の開催（会議資料の作成/会議運営/会議録の作成）					
	(5)応援要請・ 資源調達	不足する人的物的資源の確保に係る調整（要請・配分等） ・ 専門機関への支援要請・専門的支援に係る連絡調整					
		国や専門機関の情報（通知・ツール等）の本庁各課・保健所への伝達 ・ 専門的支援に係る連絡調整					
	(6)広報・ 渉外業務	広報（住民への情報提供） / 相談窓口の設置					
						メディア・来訪者等への対応（現地ニーズと乖離のある支援者への対応）	
	(7)職員等の 安全確保・ 健康管理	労務管理体制の確立					
		職員健康管理体制の確立 ・ 職員の健康相談/ 健康管理に係る助言・啓発等					
		応援者の安全確保・健康管理 （応援者の健康相談/ 健康管理に係る助言・啓発等）					

災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の活用による避難所支援

取組概要

- 令和6年度より厚生労働省で本格運用することとしている「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」について、発災直後より、避難所状況の把握のため機能の一部を解放し、石川県保健医療福祉調整本部、保健所等で災害対応に活用。
- 避難所等で活動するDMATや保健師等がラピッドアセスメントシートの項目に沿って、避難所情報を入力し、関係者間でリアルタイムに共有することで、避難所の衛生環境改善の取組等に繋がった。

<D24Hの全体像>



※ 能登半島地震では避難所情報の集約機能のみ活用

<D24Survey画面>

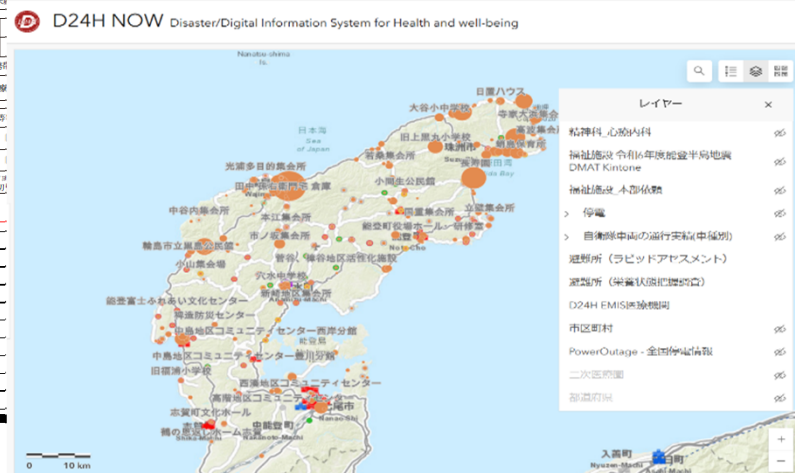
The screenshot shows the D24Survey interface with a table of disaster shelter information. The table has columns for '避難所名' (Shelter Name), '住所' (Address), '避難人数' (Number of evacuees), and various assessment items. The data is color-coded (red, yellow, green) to indicate different levels of concern or status. The interface includes search filters and a map view toggle.

▲避難所等の情報について、最大避難所数約400件、情報入力・更新回数延べ4500件超。（R6.8.5時点）

<ラピッドアセスメントシート>

The screenshot shows the 'Rapid Assessment Sheet' form used for disaster response. It includes sections for '調査日' (Survey Date), '調査者氏名' (Surveyor Name), '調査場所' (Survey Location), and various assessment items categorized by 'A' (Sufficient), 'B' (Improvement needed), 'C' (Insufficient), and 'D' (Unknown). The form is designed for quick data entry and assessment.

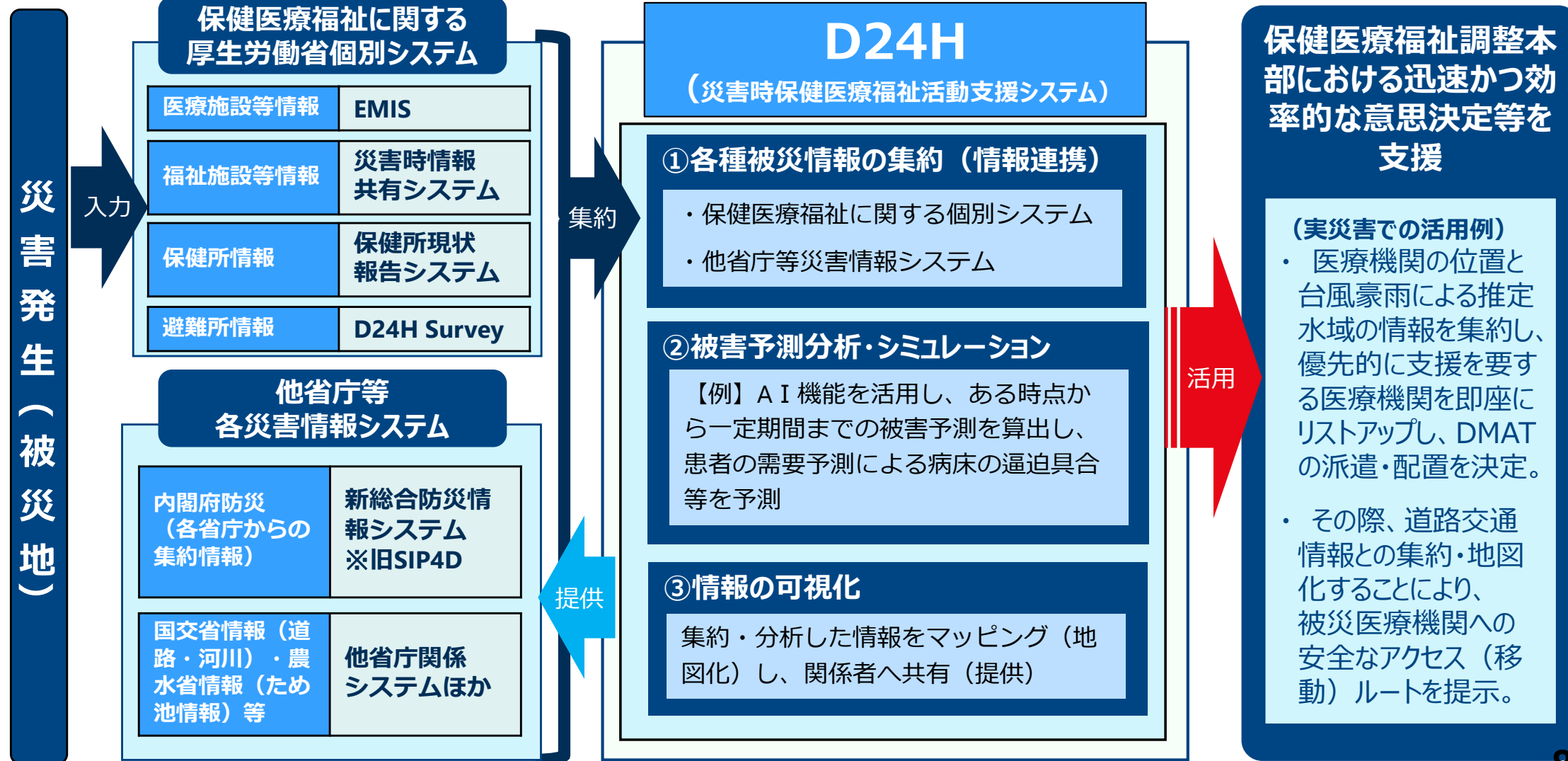
▲ラピッドアセスメントシート（※）により継続的に避難所環境の評価を実施。
※スフィア基準により作成。



▲集約した情報を地図化

災害時保健福祉医療活動支援システム（D24H）による災害時の支援（全体図）

- 災害における保健・医療・福祉に関する個別システムと情報連携し、保健・医療・福祉に関する情報の自動的な集約が可能。
 - 他省庁システムと情報連携し、浸水域・道路啓開情報等の災害情報の自動的な集約が可能。
 - 次期総合防災情報システム（令和6年度稼働予定）とも情報連携。
 - 収集した情報を分析するとともに、これらの情報を一元的に地図上で可視化可能。
- ⇒ 「保健医療福祉調整本部」における迅速かつ効率的な意思決定などを支援



災害時における保健医療福祉関係情報の現状と課題

■ 災害時の情報収集のための個別システム（主なもの）

分類	主な収集情報
医療（EMIS）	○施設の被害状況 ○ライフラインの状況（電気・水道・ガス等） ○火災・浸水の有無 ○DMATの活動状況 など
福祉関係（介護・障害） 災害時情報共有システム	○施設の被害状況 ○ライフラインの状況（電気・水道・ガス等） ○物資の状況（食料・飲料水等） ○支援の要否 ○避難または開所の有無 など
保健所現状報告システム	○施設の被害状況 ○ライフラインの状況（電気・水道・ガス等） ○物資の状況（食料・飲料水等） など

■ 課題

- 「保健医療福祉調整本部」での情報集約は、担当部署が個別システムから収集した情報を手作業で整理する必要があり、時間と手間がかかる。
- 道路、気象等など、支援の調整に必要な情報を別の部署から入手する必要があり、全体の状況把握に時間がかかる。

医療施設、社会福祉施設等の耐災害性強化について（5か年加速化対策関係）

○ 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策として、人命・財産の被害を防止・最小化するために、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和3年～7年度）の取組として、①医療施設及び②社会福祉施設等の耐災害性強化を実施。

○ こうした中で、災害拠点病院に係る各種整備は概ね完了、また社会福祉施設等の耐震化率は92.5%※1に到達しているものの、未耐震化施設も一定存在。また、直近の調査研究では、特に社会福祉施設等においては、非常用自家発電設備等の備えが十分とは言えない状況との結果が出ている※2。

※1：「社会福祉施設等の耐震化フォローアップ調査（令和2年3月31日時点 厚生労働省調べ）」

※2：令和元年老人保健健康増進等事業「高齢者施設への非常用自家発電設備等の導入に関する調査研究事業」報告書（令和2年3月 一般財団法人日本総合研究所）

○ 災害が発生した場合でも利用者等の安全が確保されるよう、引き続き、各補助金等の周知、活用をお願いしたい。

医療施設の耐災害性強化対策

災害拠点病院の診療機能を維持するための設備や、救命救急センター非常用自家発電設備の整備等を実施。

（令和7年度 98億円）

- ・給水設備整備対策
- ・非常用自家発電設備整備対策
- ・ブロック塀整備改修対策
- ・非常用通信設備整備対策（右図）



社会福祉施設等の耐災害性強化対策

介護関係施設や障害者関係施設等の耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の整備を実施。

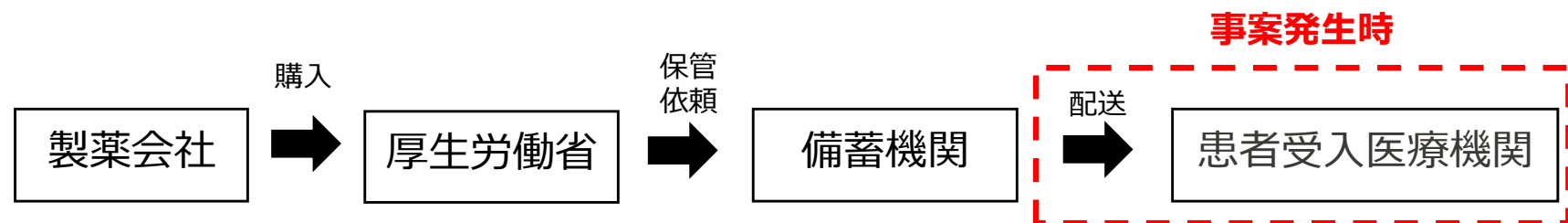
（令和7年度 67億円）

- ・耐震化対策
- ・ブロック塀等対策
- ・水害対策強化対策
- ・非常用自家発電設備対策（右図）



化学災害・テロ対応医薬品備蓄事業の概要

- 都道府県は、化学テロの対応に必要な医薬品等の備蓄に努めることとされている。
- 厚生労働省では、都道府県の想定を超える事態が起きた際の備えとして国家備蓄を行っている。
- 備蓄医薬品の種類、量、場所については、厚生労働省において秘密文書指定されており、**秘密保持契約を締結した都道府県には情報提供が可能となる。**



国内でのテロに対する健康危機管理について（令和3年4月28日付科発0428第1号等連名通知）

第3 化学テロに関する危機管理について

2. 事案発生に備えた事前準備

（1）医薬品、医療資機材等の備蓄

国民の保護に関する基本指針（最終変更平成29年12月）に基づき、都道府県において、平素から化学テロを想定し、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めること。

なお、厚生労働省においては、化学災害・テロ発生時に使用される可能性があり、平時における国内流通量が比較的少ない特定の医薬品の国家備蓄（以下、化学災害・テロ対応医薬品国家備蓄）という。）を保有しており、化学テロ発生時に活用可能である。（後略）

令和6年能登半島地震への厚生労働省の対応①

初動対応・応急対策（主な取り組み）

<医療支援>

- ◆災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の医療チームや看護職員、薬剤師等の派遣
- ◆医療コンテナやモバイルファーマシーの活用



【石川県DMAT調整本部】



【DMAT現場活動（患者搬送）】

<水道の復旧>

- ◆全国からの給水車の出動による応急給水の実施
- ◆水道事業にかかる技術者派遣による応急復旧

<医療保険等における特例措置>

- ◆保険証がなくても、医療・介護・障害福祉サービスを受けられる措置の適用
- ◆医療サービス等に係る支払いが困難な被災者に対し、窓口負担の支払いの免除等

<被災地における健康支援・感染症対策>

- ◆保健師等チーム・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣
- ◆災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等を活用した避難所支援
- ◆被災地における栄養・食生活支援
- ◆災害時感染制御チーム（DICT）や国立感染症研究所等の感染症専門家による避難所等の感染症対策
- ◆「石川こころのケアセンター」や「親子のための相談LINE」等の相談窓口の開設

<福祉的支援等>

- ◆避難所や1.5次避難所における災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣及び社会福祉施設等への介護職員等の応援派遣
- ◆1.5次避難所に避難している高齢者の県内外の福祉施設への入所調整を実施。



【DICTの避難所ラウンドの様子】



【1.5次避難所内に設置したDWATによる「なんでも福祉相談コーナー」】

令和6年能登半島地震への厚生労働省の対応②

復旧・復興期の支援（主な取組み）

<生活の再建に向けた経済的支援>

- ◆社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度の特例措置
- ◆地域福祉推進支援臨時特例交付金（※）の創設
※ 能登地域6市町において、地震により住宅が半壊以上の被災をした高齢者等がいる世帯に対して、住宅再建支援等に係る給付金を支給。

<雇用・労働に対する対応>

- ◆地域の雇用対策等
 - ・雇用調整助成金の特例措置の実施
 - ・雇用保険の失業手当の特例措置の実施
 - ・特別労働相談窓口の設置
- ◆中小・小規模事業者の支援
- ◆復旧作業に従事する労働者の安全と健康の確保

【◎英語】

令和6年能登半島地震に伴う
雇用保険の基本手当の特例措置について

1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。
本地震の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます。（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）
失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。
※ やむを得ない場合は、応募等の求職活動実績がなくても支給されます。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。
本地震による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続きを行うことができます。
※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。
本地震発生時の時点で被災地域内の事業で勤務していた方について、
○災害により休業した場合
○災害により一時離職した場合
に雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。
※制度利用に当たっての留意事項
本特例措置を利用して、基本手当の支給を受けた方については、休業又は一時離職後に、元の事業所に復帰して雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業又は一時離職前の雇用保険の被保険者であった期間は遡算されません。

詳細内容や、お困りのことがあれば、ハローワークや労働局にご相談ください。

【労働者向けリーフレット（雇用保険の特例措置）】

Special Measures for the Basic Allowance of the Unemployment
Benefits in Response to the 2024 Noto Peninsula Earthquake

1. You can change the date of the unemployment verification day if you are unable to visit Hello Work.
If you are unable to come to Hello Work on the designated verification day due to the effects of the earthquake, you can change the verification day to another available date. You are not required to inform us in advance nor bring documents proving your inevitable reasons.
For those who were unable to visit the office on the verification day, we will verify your unemployment for all days leading up to the day prior to your visit to our office.
※ The allowance would be paid even if you did not have job-seeking activities, such as applying to job postings, if there was an inevitable reason.

2. You can process the unemployment verification procedures at Hello Work offices outside your jurisdiction.
If you cannot visit the Hello Work office that has jurisdiction over your area due to transportation disruptions or evacuation to a distant location due to the earthquake, you can complete the procedures for receiving the basic allowance at another Hello Work office.
※ You can complete the procedure even without the necessary confirmation documents for the benefit reception with you.

3. There are "Special Measures for Unemployment Benefits in the Event of a Disaster".
For everyone working at companies in the areas affected by the earthquake and are either:
・ On leave from the workplace due to the disaster or
・ Have become temporarily unemployed due to the disaster
We have a special measure in place through which you may receive the basic allowance of unemployment benefits.

※ Important notice for utilizing this measure
If you receive the basic allowance of unemployment benefits under this special measure, then the period during which you were insured under the employment insurance prior to the leave from work or the temporary unemployment, will not be carried over after you return to your employer, even if you become eligible for unemployment insurance.

If you have any concerns or would like detailed information, contact Hello Work or the Labor Bureau for further consultation.

<医療施設、社会福祉施設等の復旧>

- ◆激甚災害の指定に伴う、施設復旧に係る補助基準額の上限撤廃や補助率の引上げ等の特例措置

<被災者の見守り等>

- ◆保健師等による巡回訪問
 - ・全国の自治体から保健師等が派遣され、避難所や自宅で生活する被災者への巡回訪問や健康管理の支援及び避難所等の衛生対策等を実施。
- ◆被災高齢者の把握
 - ・被災された在宅の要介護高齢者等に対し、被災高齢者等把握事業を活用し、ケアマネジャーなどが個別訪問等により、早期の状態把握や必要な支援へのつなぎ等を実施。
- ◆被災者見守り・相談支援
 - ・生活支援相談員が仮設住宅入居者等に対して個別訪問等を行い、見守りや日常生活上の相談支援を行った上で被災者を各専門相談機関へつなぐ取組を実施。

【仮設住宅初巡回訪問】



【仮設住宅におけるコミュニティ支援】



お茶会の様子

100歳体振の様子

写真出典：令和6年能登半島地震災害看護プロジェクト活動報告

都道府県保健医療福祉調整本部を通じた震災対応

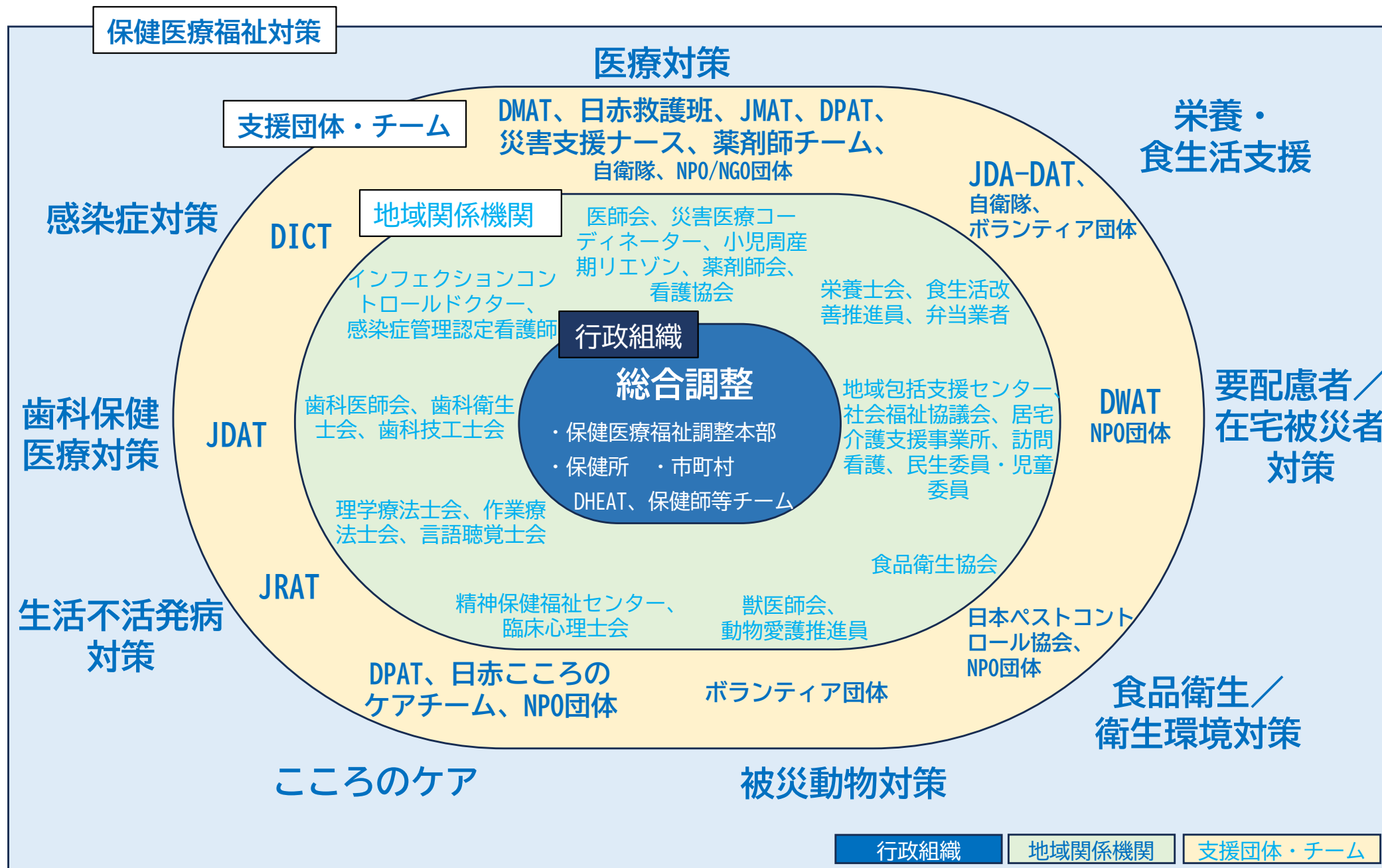
概要

○ 大規模災害時には、都道府県に災害対策本部の下に、医療・保健・福祉支援の司令塔である「保健医療福祉調整本部」を設置し、関係機関との連携、情報収集・分析、保健医療活動チームの派遣調整等を一元的に実施。

※ 能登半島地震においては、石川県が保健医療福祉調整本部を設置。本部会議を計34回開催し、情報分析や対応方針の策定などを実施。



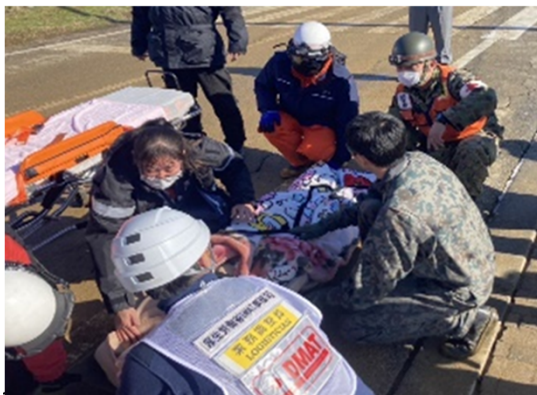
災害時の主な保健医療福祉活動（施策）と関係団体【例】



大規模災害時保健医療福祉活動【対策別】

対策	活動項目	関係機関等（例）	フェーズ0：初動体制の確立（概ね発災後24時間以内）			フェーズ1：緊急対応期 （概ね72時間以内）	フェーズ2：応急対応期① （避難所対策が中心の期間）	フェーズ3：応急対応期② （避難所から仮設住宅入居までの期間）
			発災～3時間	3時間～12時間	12時間～24時間			
1. 医療対策	①医療救護活動に係る調整	災害医療コーディネーター、DMAT、日赤コーディネーター、DPAT、災害事業コーディネーター、自衛隊、JMAT、国病救護班、日本薬剤師会、災害支援ナース等	医療搬送／入院・転院／医療救護班の搬送に係る調整					
	②医療施設の業務継続に係る調整		医療施設のライフライン（電気・ガス・水道等）の復旧・確保に係る連絡調整					
	③医薬品・医療用資器材の確保・供給に係る調整		医薬品・医療用資器材等の確保・供給に係る連絡調整					
	④救護所の運営・避難所での医療対応		救護所の運営支援 避難所等における要医療者への対応					
	⑤地域医療提供体制の復旧・再開に係る調整						医療提供体制の再開・復旧に向けたロードマップの作成	
2. 歯科保健医療対策	①歯科保健医療関係の被災情報の収集・分析	JDAT（日本災害歯科支援チーム）、都道府県歯科医師会／日本歯科衛生士会／日本歯科技士会	歯科保健医療関係の被災状況等の情報収集・共有・分析					
	②医薬品・歯科医療用資器材の確保・供給に係る調整		医薬品・歯科医療用資器材等の確保・供給に係る連絡調整					
	③口腔衛生資材の確保・供給に係る調整		口腔衛生資材の確認、不足資材の支援要請					
	④避難所等での歯科医療対応					避難所・施設・在宅等の歯科医療ニーズ把握、JDAT等歯科専門職の応援派必要な歯科診療医療の提供		
	⑤避難所等での歯科保健活動					避難所・施設・在宅等の歯科保健ニーズ把握、JDAT等歯科専門職による歯科保健活動、歯科相談		
3. 感染症対策	①生活環境の整備、基本的な感染症対策の周知	都道府県医師会、感染症制御医（ICD）、感染症管理認定看護師（ICN）、災害時感染症制御支援チーム（DICT）	安全な飲料水、衛生的なトイレの確保、手指消毒等基本的な肝炎対策の周知					
	②情報収集・分析評価（施設・避難所等のアセスメント）				避難所等の情報収集、分析評価			
	③サーベランス				臨時的感染症サーベランスの実施、感染症発生動向の周知啓発			
	④避難所等における患者管理				避難所等における感染者専用ゾーンの確保、健康観察			
4. 栄養・食生活支援	①栄養に係る情報収集・分析・評価	保健師等チーム、自衛隊、日本栄養士災害支援チーム（JDA-DAT）、食生活改善推進員、ボランティア団体（炊き出し）、弁当業者等	市町村の管理栄養士等の状況、備蓄物資、支援物資の状況把握、避難者数／要配慮者数 提供食の食事調査 提供食のエネルギー、栄養価の算定					
	②栄養に係る情報提供（栄養相談・健康教育・情報提供）		・要配慮者の病態に合わせた食事の取り方啓発 ・食料入手に関する情報提供（要配慮者向け） ・避難所等での提供食の不足栄養量を補填するための協力依頼（弁当）					
	③給食施設支援		・厨房施設の被災状況把握、給食提供状況の把握、他施設との連携状況の把握、給食提供困難施設への支援調整（食料・調理従事者） ・要配慮者への食事支援の依頼、					
5. 生活不活発病対策	①避難所環境の評価、整備	・JRAT（日本災害リハビリテーション支援協会）等			・避難所の情報収集・避難者の生活状況の確認、避難所アセスメント、動きやすい住環境のアドバイス、応急的環境整備、避難所支援物資の選定・設置			
	②避難所等でのリハビリテーション支援活動				生活不活発病の周知啓発、体操、レクリエーション等の実施			
	③仮設住宅初期改修支援						戸別訪問、初期改修等の支援	
6. 車中泊・DVT対策	①車中泊者の把握、周知啓発	医師会、保健医療福祉活動チーム、消防、警察、ボランティア、自主防災組織等			車中泊者に対し、DVT予防啓発リーフレットの配布、避難所におけるポスター掲示 ・避難所等への移動の呼び			
	②避難所環境整備、DVT健診					避難所等における医師会等によるDVT健診の実施、医療機関への受診勧奨		
7. 在宅被災者支援	①在宅被災者健康調査の企画立案	保健医療福祉活動チーム、保健師等チーム、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自主防災組織、NPO団体等					健康調査の企画立案（対象者の範囲、実施時期・期間、調査実施者確保の検討	
	②健康調査の実施						健康調査の実施 調査結果のまとめ、対応策の検討	
8. 要配慮者支援	①社会福祉施設等の業務継続に係る調整	DMAT、保健師等チーム、地域包括支援センター、社協、ケアマネ事務所、訪看、生活支援員、民生委員・児童委員、自主防災組織、NPO団体等			社会福祉施設等のライフライン（電気・ガス・水道等）の復旧・確保に係る連絡調整			
	②被災者への福祉的支援の実施				DMAT等によるニーズ把握・福祉的支援の実施			
	③在宅被災者健康調査の企画立案		安否確認／避難誘導／処遇調整					
	④健康調査の実施				・医療ニーズ把握／医療継続支援 ・健康相談の実施 ・生活再建の支援調整			
	⑤見守り・相談支援等				・在宅高齢者等の個別訪問			
9. こころのケア	①情報収集、こころのケア対象者の把握	精神保健福祉センター、DPAT、日赤こころのケア班、臨床心理士会、NPO団体等			避難所における情報収集、スクリーニング、医療の提供			
	②こころのケア周知啓発				報道機関を活用した広報、避難所等での周知啓発			
	③支援者支援				交代制の勤務態勢の確立、休日の確保			
10. 食品衛生対策	①情報収集・分析・評価	保健医療福祉活動チーム、日本食品衛生協会等	避難所等の状況（開設状況／避難者数／衛生状況等）の把握／食品検査機関・食品製造施設等の被害状況の把握 ・衛生面が悪化している避難所の把握／食品（弁当等）製造施設の衛生管理状況・食品の適正表示の					
	②避難所等における衛生指導		避難所の衛生状況に応じた衛生指導の開始 ・避難所への巡回指導の開始（保健所） ・食品衛生監視員・保健医療福祉チームと連携した巡回指導／食中毒発生時の対応 ・共同施設等の衛生管理指					
	③食品表示に係る対応						炊き出しボランティアへの衛生指導 ・食品（弁当等）製造施設等への巡回指導	
	④広報・渉外業務						食品表示の弾力的運用に係る協議（本庁）／食品表示に係る指導（食品製造施設等への巡回指導によ	
	⑤給食施設の衛生管理に係る対応				・被災者／避難所運営管理者等への食中毒防止に関する周知啓発の準備・実施（啓発チラシの配布）／ウェブサイト等の活用） ・仮設住宅入居者向け食中毒防止の啓発			
			給食施設の被災状況／給食提供状況／他施設との連携状況の把握				給食施設の再開に向けての衛生管理に係る助言指導	

保健・医療・福祉の活動チームによる支援（主なもの）



DMA T 現場活動（患者搬送）



保健師による避難所巡回（輪島市）



1. 5次避難所内に設置したDWAT による
「なんでも福祉相談コーナー」

DMAT（ディーマット：災害派遣**医療**チーム）
Disaster Medical Assistance Team

DPAT（ディーパット：災害派遣**精神医療**チーム）
Disaster Psychiatric Assistance Team

JMAT（ジェイマット：日本医師会災害**医療**チーム）
Japan Medical Association Team

JDAT（ジェイダット：日本災害**歯科支援**チーム）
Japan Dental Alliance Team

DHEAT（ディーヒート：災害時**健康危機管理**支援チーム※） ※保健所等の指揮調整機能支援
Disaster health emergency assistance team

DWAT（ディーワット：災害派遣**福祉**チーム）
Disaster Welfare Assistance Team

JRAT（ジェイラット：一般社団法人 日本災害**リハビリテーション**支援協会）
Japan Disaster Rehabilitation Assistance. Team

JDA-DAT（ジェイディーエーダット：日本**栄養士**会災害支援チーム）
The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team

DICT（ディーアイシーティー：災害時**感染制御**支援チーム）
Disaster Infection Control Team

日赤救護班（日本赤十字社）

保健師等チーム（自治体職員）

等

災害時情報共有システムの報告状況と取組状況（障害者施設）

※最近発生した地震（震度6弱）の際の震源地付近の3県の状況（厚労省調べ）

報告状況（入力率：システムに登録のある県内全施設・事業所中で入力した施設等の割合）

	A 県	B 県	C 県
震度6弱の地震発生時の施設・事業所の報告状況（割合）	75.9 %	53.3 %	46.4 %

システム入力促進のための取組（平時・発災時）

	A 県	B 県	C 県
平時	・毎年、集団指導において周知	特になし	特になし
発災時	・システムを通じて、報告の催促 ・発災から一定期間後、訓練の意味も含めて、システムへの入力を依頼。	・システムを通じて、報告の催促 ・電話で被害状況の確認。	・システムを通じて、報告の催促

大臣官房厚生科学課 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

[illegible]